

文花子育てひろばの指定管理者の指定について

1 施設の名称

文花子育てひろば（墨田区文花一丁目20番7号）

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

(1) 名称

社会福祉法人雲柱社

(2) 所在地

東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

(3) 代表者氏名

理事長 小磯 満

(4) 沿革

昭和28年7月 法人設立

(5) 同種事業の実績（自治体からの受託運営等）

ア 本区での実績

昭和61年度～現在	さくら橋コミュニティセンター	指定管理者
平成13年度～現在	墨田児童会館	指定管理者
平成15年度～現在	外手児童館	指定管理者
平成15年度～現在	文花児童館	指定管理者
平成21年度～現在	墨田区押上保育園	指定管理者
平成24年度～現在	江東橋児童館	指定管理者
平成30年度～現在	文花子育てひろば	指定管理者

イ 他自治体での実績

子ども家庭支援センター11か所（江東区、練馬区、小金井市ほか）、児童館6館（江東区、練馬区、大田区ほか）など

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集内容

ア 募集期間	令和4年7月11日から令和4年8月12日まで
イ 周知方法	区のお知らせ及び区のホームページに掲載
ウ 申請者数	1者

(2) 選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た団体について、申請書類等に基づき、評価項目である①利用者サービスの向上、②効率的・効果的な施設の運営、③事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、選定団体は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、文花子育てひろばの設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

(1) 管理運営の方針

文花子育てひろばの設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、以下の4つの運営方針を定めている。

①墨田区子育てひろば条例、文花子育てひろば指定管理業務水準書に従い、業務を

遂行する。

- ②地域の親子の出会いと交流の場として「居場所」になり、共に育ちあい支え合える関係が築け、つながりが続けられるように5年間の実績を活かして事業を遂行する。
- ③関係諸機関との連携を大切にし、墨田区の子育て支援の充実のために力を尽くす。
- ④文花子育てひろばを法人の方針である「地域型福祉事業体構想」として位置づけ、墨田区内で事業を展開している当法人の事業所ともエリア間で連携して事業の充実を図る。

(2) 主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 子育て親子が気軽に利用できるひろばの設置や、子育て親子間の交流を深める取組等を実施する。
- (イ) 子育てひろばを活用した育児講座や講習会等啓発活動を実施する。
- (ウ) 地域の社会資源を把握し、利用者の個別ニーズに応じて適切な情報の紹介、連絡調整をする。
- (エ) 利用者の要望に応え、預ける理由を問わず子育てを支援すると同時に、子どもが安心できる関わりと遊びを通して子どもの成長を育むことを目的として、一時預かり事業を継続する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

- (ア) 指定管理料（提案額）：54,600,000円
- (イ) 施設の小規模修繕、消耗品等の購入は区内業者の利用に努める。
- (ウ) 利用者及び子育てひろばに関わる全ての人に対して掲示等を通し、エネルギー低減への関心を喚起する。
- (エ) ホームページやSNS等による情報提供・情報発信を行う。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

- (ア) 管理責任者は法人に28年間勤務し、うち保育園主任5年、子ども家庭支援センター副施設長1年、児童館内子育てひろば責任者5年、子育てひろば施設長5年の経験がある。現在文花子育てひろば施設長5年目である。
- (イ) 法人の研修として、経験年数別研修、テーマ別研修、事業部門別専門知識・スキル研修、新任管理職研修・職位研修を実施する。
- (ウ) 法人全体施設長会、各事業ブロック全体会等を実施し、法人の方向性、課題、各事業ブロックの個別課題を学び確認する。
- (エ) 墨田区内の法人施設職員が集まり、年1回合同研修会を実施する。

審査結果

11名の委員が評価し、その合計点により審査を行った。

評価項目（配点）	得点
	社会福祉法人雲柱社
1 利用者サービスの向上（32点×11人＝352点）	257点
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか （8点×11人＝88点）	60点
(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか （8点×11人＝88点）	64点
(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か （8点×11人＝88点）	71点
(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか （8点×11人＝88点）	62点
2 効率的・効果的な施設の運営（30点×11人＝330点）	229点
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか （6点×11人＝66点）	49点
(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか （6点×11人＝66点）	42点
(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか （6点×11人＝66点）	43点
(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか （6点×11人＝66点）	44点
(5) 利用者の増加策や施設稼働率（利用率）向上への取組は効果的か （6点×11人＝66点）	51点
3 事業計画の遂行能力（38点×11人＝418点）	303点
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか （6点×11人＝66点）	56点
(2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か （6点×11人＝66点）	52点
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か （8点×11人＝88点）	61点
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか （6点×11人＝66点）	43点
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か （6点×11人＝66点）	43点
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無 （6点×11人＝66点）	48点
合計（100点×11人＝1100点）	789点

文花子育てひろば指定管理者 申請者提案概要

項目		社会福祉法人 雲柱社
1 利用者サービスの向上	(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか	<ul style="list-style-type: none"> 常に公平の考えに立ち、全ての人の居場所づくりに努める。 障害をもった親子、外国籍の方など全ての利用者に対し、尊厳をもって平等に対応する。 一部の利用者や団体と特別な関わりを持つことなく、全ての利用者に平等、公平に対応する。
	(2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか	<p>【子育てひろば事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て親子が気軽に利用できるひろばの設置や子育て親子間の交流を深める取組の実施 子育てひろばを活用した育児講座・講習会等啓発活動の実施など 子育てサークル等の育成及び活動支援 相談業務の資質向上のための方策 子育て支援サービス情報の提供 出張ひろば等の地域支援活動 関係機関等との連絡調整やネットワークの構築 ボランティア及びボランティア団体の育成支援による区民との協働 <p>【利用者支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の社会資源を把握し、利用者の個別ニーズに応じて適切な情報の紹介、連絡調整をする。 地域の子育て関係機関と連携し、体制作りを行うほか、地域課題の発掘等に努める。 <p>【一時預かり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「少しの間リフレッシュしたい」「病院に行きたい」などの要望に応え、預ける理由を問わず、子育てを支援すると同時に、子どもが安心できる関わりと遊びを通して子どもの成長を育む。
	(3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か	<p>【子育てひろば事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 双子の会（地域の多胎児の親子が集まる座談会や交流会） パパプログラム（父親が参加しやすい企画を実施し、父親の子育て参加を促進） 子育てマップの作成（利用者参加による、子育てに必要な情報を盛り込んだマップの作成） すこやかふんちゃん（多動等の特徴がある子どもや親子が伸び伸びと遊べる時間を設けるとともに保護者同士の交流を促進する。） <p>【利用者支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭のほか妊娠期の方にも必要な社会資源を知らせるなど出産前の不安に対する相談に応じる。 地域の助産師の個別相談、ファミリー・サポート・センターの登録会を実施する。 配慮が必要な親子や継続的な支援が必要な親子には、継続的な利用や相談ができるよう、また、行きづらさを感じないよう担当を決めて支援する。 <p>【一時預かり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申し込みは、利用日の1か月前から予約を受け付ける。 兄弟で預けやすいように2人目は保育料を半額にし、利用者の負担を軽減する。
	(4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> 年1回以上、利用者へのアンケートを実施する。 イベントや講座等についてミニアンケートを実施する。 自己評価を年2回以上実施する。 モニタリング結果やモニタリングによる利用者からの要望を公表し、実現可能なものから取り組む。
2 効率的・効果的な施設の運営	(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	<ul style="list-style-type: none"> 地域の親子の出会いと交流の場として「居場所」になり、共に育ちあい支え合える関係が築け、つながりが続けられるように5年間の実績を活かして事業を遂行する。 文花子育てひろばを法人の方針である「地域型福祉事業体構想」として位置づけ、墨田区内で事業を展開している法人の事業所ともエリア間で連携して事業の充実を図る。
	(2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> 環境対策への関心を高め、実践に取り組む。 利用者及び子育てひろばに関わる全ての人に対して掲示等を通し、エネルギー低減への関心を喚起する。 庭の雨水タンクに溜まった水を植栽の水やりに使用する。
	(3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか	指定管理料（提案額）：54,600,000円
	(4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか	<ul style="list-style-type: none"> 法人の採用基準を満たしている場合、区内在住者を最優先に採用する。非常勤職員は特に区内在住者を優先して採用する。 施設の小規模修繕、消耗品等の購入は区内業者の利用に努める。 区民や区内企業との関係を強化し、事業への理解と協力を深める。

文花子育てひろば指定管理者 申請者提案概要

項目	社会福祉法人 雲柱社
(5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取組は効果的か	<p>【子育てひろば事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めての子育て中の保護者にとって必要な講習・専門相談等を毎月実施する。 ・ホームページやSNS等による情報提供・情報発信を行う。 ・出張ひろばを毎月行う。来所が難しい親子の相談にも応じる。 ・区内のイベントに積極的に参加する。 <p>【一時預かり事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張ひろばや地域のイベントに参加する。
3 事業計画の遂行能力 (1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス活動収益 R3年度：7,762,795千円、R2年度：7,597,516千円 ・サービス活動増減差額 R3年度：143,586千円、R2年度：295,555千円 ・経常増減差額 R3年度：152,509千円、R2年度：304,030千円 ・流動比率 R3年度：226.9%、R2年度：210.2% ・固定長期適合率 R3年度：83.9%、R2年度：85.9% ・自己資本比率 R3年度：78.4%、R2年度：78.1%
(2) 職員構成、職員数及び組織の管理・運営体制は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てひろば事業：常勤6人（施設長1人、リーダー兼利用者支援専門員1人、利用者支援専門員1人、子育て支援員3人）、非常勤職員2人 ・一時預かり事業：常勤1人（リーダー）、非常勤4人（うち保育士資格者2人）
(3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か	<ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者：法人に28年間勤務（うち保育園主任5年、子ども家庭支援センター副施設長1年、児童館内子育てひろば責任者5年、子育てひろば施設長5年） ・経験年数別研修／テーマ別研修／事業部門別専門知識・スキル研修／新任管理職研修・職位研修（主任、リーダーなど）を実施 ・法人全体施設長会、各事業ブロック全体会等を実施し、法人の方向性、課題、各事業ブロックの個別課題を学び確認する。 ・墨田区内の法人施設職員が集まり、年1回合同研修会を実施
(4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区個人情報保護条例に従い遵守し対応する。法人倫理規程に従い、職員には守秘義務を厳守させる。 ・個人情報は施錠できる保管庫に厳重に保管する。保管庫の鍵はキーボックスに入れて施錠し、その鍵も別保管する。 ・情報公開については法人の規程に沿って対応する。
(5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や緊急時の危機管理体制は業務要求水準書に従い、取り組む。防火管理者（施設長）の策定した消防計画、安全管理マニュアルを基に避難訓練を実施する。 ・法人の苦情対応規程に従い、第三者委員を配置して取り組む。 ・法人の苦情対応システム図を掲示する。
(6) 同種事業に関する本区での実績の有無、他の自治体での実績の有無	<p>《墨田区》 保育所：2園、児童館：5館（学童クラブ26か所） 《他自治体》 子ども家庭支援センター：11か所（江東区、練馬区、小金井市ほか） 児童館6館（江東区、練馬区、大田区ほか）など</p>